引取業者・フロン類回収業者　登録申請等の必要書類一覧表

				①引取業者登録申請書	②フロン類回収業者登録申請書	③引取業者変更届出書	④フロン類回収業者変更届出書	⑤廃業等届出書	⑥誓約書	⑦役員名簿	⑧登記事項証明書 ※1	⑨本籍地記載の住民票 ※1・2	⑩残存フロン類の確認体制の書類 ※3	⑪フロン類回収設備の所有権の証明書類 ※4	⑫フロン類回収設備の種類・能力説明書類 ※5	⑬申請手数料（納入通知書で納付） ※6
引取業者	新規更新	個人が申請		○					○			○	○			新規：5,600円 更新：3,600円
		法人が申請	（役員全員を申請書に記入できる場合）	○					○		○		○			
			（役員全員を申請書に書ききれない場合）	○					○	○	○		○			
	変更	個人の氏名・住所				○			○			○				不要
		法人の名称・所在地				○			○		○					
		法人の代表者・役員	（役員全員を申請書に記入できる場合）			○			○		○					
			（役員全員を申請書に書ききれない場合）			○			○	○	○					
		事業所の名称・所在地				○			○							
		事業所の追加				○			○				○			
		事業所の廃止				○			○							
		残存フロン類確認体制				○			○				○			
	廃業							○								不要
フロン類回収業者	新規更新	個人が申請			○				○			○		○	○	新規：6,000円 更新：4,000円
		法人が申請	（役員全員を申請書に記入できる場合）		○				○		○			○	○	
			（役員全員を申請書に書ききれない場合）		○				○	○	○			○	○	
	変更	個人の氏名・住所					○		○			○				不要
		法人の名称・所在地					○		○		○					
		法人の代表者・役員	（役員全員を申請書に記入できる場合）				○		○		○					
			（役員全員を申請書に書ききれない場合）				○		○	○	○					
		事業所の名称・所在地					○		○							
		事業所の追加					○		○					○	○	
		事業所の廃止					○		○							
		回収するフロン類の種類					○		○					○	○	
	廃業							○								不要

※1　発効日から3か月以内のものに限ります。なお、引取業、フロン類回収業の申請を同時に行う場合は、原本及び写しをそれぞれ1通提出してください。

※2　申請者が未成年の場合は、申請者と法定代理人の本籍地記載の住民票が必要となります。

※3　「残存フロン類の確認方法」・自動車整備士資格証（合格証書）の写し・中古車査定士証の写しのいずれかを提出してください。

※4　納品書・領収書・販売証明書・借用契約書・共同使用規定書・管理要領書の写しのいずれかを提出してください。

※5　取扱説明書・仕様書・カタログ等の写しのいずれかを提出してください。

※6　新規については、申請内容を確認したうえで申請書を受理し、手数料の納入通知書を交付します。手数料納付後に登録等通知書を交付します。
更新については、現在の登録内容を確認したうえで申請書を受理し、手数料の納入通知書を交付します。手数料納付後に登録等通知書を交付します。